安全性立証逃れ批判

検証 北電・泊原発 運転差し止め判決

北海道電力泊原発1～3号機（北海道泊村）の運転差し止めを命じた31日の札幌地裁判決は、安全性の立証に消極的で、説明責任を果たさない北電の姿勢を厳しく批判した。

「北電の主張立証が尽くされる時期の見通しが全く立っていない。原告に、北電の立証に延々と対応することを余儀なくしている」。判決で谷口哲也裁判長は怒りをにじませた。

判決が重視したのは、原発の設計や構造に圧倒的に詳しい電力会社側の「立証責任」だ。最高裁は1992年、四国電力伊方原発の設置許可の取り消しを求めた行政訴訟で、原発の安全性の判断に関する立証責任は原告側の住民ではなく、被告となる国にあるとの考え方を示した。民事裁判では本来、原告側に立証責任があるが、この判例の影響で原発裁判では立証責任が原告と被告で転換する例が珍しくない。

今回の判決も北電側に安全性の立証責任を負わせ「北電が資料や根拠を持って説明を尽くさない場合は、住民側が原発事故で人格権が侵害される恐れがある」との判断基準を示した。その上で、判決は北電の津波対策が安全性を確保できているかを検討した。

2011年3月の東日本大震災では巨大津波が東京電力福島第1原発を襲い、全電源の喪失で炉心を冷やすことができなくなり、炉心溶融（メルトダウン）を起こした。水素爆発で建屋などが壊れ、周辺に大量の放射性物質が拡散された。原子力規制委員会は13年7月に新規制基準を定め、各原発で最大想定津波の高さを割り出し、防潮堤などの「津波防護施設」に最高の耐震性を要求した。

北電は当初、泊原発の最大想定津波に伴う水位上昇を9・8㍍程度と設定し、14年に敷地の高さと合わせて16・5㍍となる防潮堤を建設した。その後、原告側や規制委から防潮堤の地盤の軟弱性や地盤沈下の恐れを指摘され、新たな防潮堤を建設する方針を明らかにしたものの「規制委が審査中」であることを理由に地裁の追加の立証要請に応じなかった。

判決は「防潮堤が津波防護施設としての安全性を有することを資料で裏付けていない」と批判。北電は安全性の立証を果たしていないと結論付けた。

広瀬弘忠・東京女子大名誉教授（災害リスク学）は「北電側が（規制委の）審査中であることを理由に、時間稼ぎをしているかのようにのらりくらりと明確な回答をしなかった怠慢を判決は厳しく指摘した。福島第1原発事故の直接的な原因である津波対策の不備を重くみたのだろう」と指摘。その上で「これまでは規制委が『再稼働してよい』とする審査の合理性を慎重にみる司法判断が目立ったが、北電が立証をしていないことを正面から問題にした思い切った判決だ」と評価した。

【遠山和宏】

札幌地裁が運転差し止めを命じた泊原発。手前に防潮堤が築かれている―北海道泊村で2017年9月、本社機から竹内幹撮影

泊原発

北海道泊村にある北海道電力の加圧水型軽水炉。3基あり出力は計207万キロワット。営業運転開始は1号機1989年6月、2号機91年4月、3号機2009年12月。東京電力福島第1原発事故後、12年5月までに1～3号機が定期検査に入り全基停止した。原発の新規制基準が施行された13年7月、原子力規制委員会に審査申請され、審査が続いている。18年9月の北海道胆振東部地震では一時、外部電源を喪失、非常用発電機が起動して使用済み核燃料プールの冷却を続けた。

審査長期化 めど立たず

国内には、廃炉が決まっている原発を除くと現在、36基（建設中を含む）の原発がある。このうち27基が再稼働や稼働を目指して、原子力規制委員会へ安全審査を申請したが、これまでに審査を通過した原発は約6割の17基だけだ。更に、その他の検査や安全対策工事、地元同意手続きなどを経て再稼働に至ったのは、関西電力大飯原発3、4号機（福井県）や九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）など10基にとどまる。

中でも、今回運転差し止め判決が出た北海道電力泊原発は、安全審査で足踏みを続けている原発の一つだ。今も再稼働の見通しは立っていない。

泊原発が安全審査を申請したのは、東京電力福島第1原発事故を受けて原発の新規制基準が施行されて間もない13年7月。これは既に再稼働している大飯原発3、4号機や川内原発1、2号機、四国電力伊方原発3号機（愛媛県）などと同じだ。

それでも規制委の審査では、今回札幌地裁が指摘した防潮堤の地盤液状化の可能性について、本格的な議論はまだ始まっていない。規制委の担当者は「昨年から主な議論が始まった地震動や津波などの評価が固まらないと、それらの評価を基に検討する液状化の議論には入れない」と明かす。

また、泊原発の審査では、敷地内を走る3本の断層について、活断層であることを否定する根拠データが足りないなどと規制委からたびたび指摘を受けていた。規制委から「活断層ではない」とお墨付きを得たのは、申請から8年も経過した21年7月のことだ。

北電の今回の裁判への対応は、長引く安全審査への対応にも通じるものがある。規制委も審査の長期化には、いら立ちを隠さない。更田豊志委員長は4月の藤井裕社長との意見交換で検査対応の体制強化を促した。更田委員長は記者会見で、その意図について「要請と言うべきか、懇願と言うべきか。泊の（審査）部隊を延々と抱えるわけにはいかない」とため息をついた。規制委は事前に論点整理して北電に示すなど「異例」の対応をとり、スピードの向上を図っている状況だ。

今回の判決について、規制委は「国が当事者となっていない訴訟で、判決にコメントする立場にない」と静観している。ただ、ある幹部は「審査とは別の話だ」として影響は無いとの考えを示した。

【土谷純一、吉田卓矢】

福島第1原発事故後に運転を差し止めるなどした司法判断

	地裁判断		高裁や異議審の判断				
大飯原発3、4号機	福井地裁 2014年5月	○	名古屋高裁金沢支部 18年7月	×			→確定
高浜原発3、4号機	福井地裁 15年4月	○	福井地裁 異 15年12月	×			→確定
	大津地裁 16年3月	○	大津地裁 異 16年7月	○	大阪高裁 17年3月	×	→確定
伊方原発3号機	広島地裁 17年3月	×	広島高裁 17年12月	○	広島高裁 異 18年9月	×	→確定
	山口地裁岩国支部 19年3月	×	広島高裁 20年1月	○	広島高裁 異 21年3月	×	→確定
大飯原発3、4号機	大阪地裁 20年12月	○	大阪高裁 国などが控訴	—			
東海第2原発	水戸地裁 21年3月	○	東京高裁 日本原電などが控訴	—			
泊原発1～3号機	札幌地裁 5月31日	○					

○…差し止め認める
×…差し止め認めず
異…異議審

※大飯と東海第2、泊は判決。他は仮処分決定

泊原発 運転差し止め

津波対策 立証できず

札幌地裁判決 廃炉請求は棄却

北海道電力泊原発（北海道泊村）の安全性に問題があるとして、道内外の約1200人が北電に1～3号機全ての運転差し止めや廃炉などを求めた訴訟の判決で、札幌地裁は31日、北電に1～3号機の運転差し止めを命じた。谷口哲也裁判長は、北電側が津波対策の安全性を立証できていないとして「津波による事故で原発から半径30キロの範囲内に住む44人について生命や身体といった人格権を侵害するおそれがある」と述べた。2011年3月の東日本大震災以降、津波対策の不備を主な理由に運転差し止めを命じた司法判断は初めて。

原告側は今回の訴訟を11年11月に起こし、運転差し止めと廃炉、使用済み核燃料の撤去を求めていた。震災前に稼働していた3基は、北電が12年5月までにいずれも運転を停止させ、新規制基準施行後の13年7月に原子力規制委員会に再稼働を申請していた。

2面に検証（23面に関連記事と判決要旨）

北海道電力泊原発の運転差し止めを命じる判決を受け、「差し止め認める」と書かれた紙を掲げる原告団ら＝札幌市中央区の札幌地裁前で5月31日、貝塚太一撮影

泊原発差し止め・廃炉訴訟の主な争点

	原告側	北海道電力側	札幌地裁判決
津波	防潮堤の地盤が液状化する恐れがあり、基準で求められる防護施設がない	液状化発生の可能性は低い。さらなる安全性確保のため堅固な岩盤に接着する新しい防潮堤を建設予定	被告は液状化の恐れがないことを資料で裏付けていない。基準を満たす津波防護施設が存在しない
使用済み核燃料	冷却機能が失われれば放射性物質の放出につながる。強い地震動にも冷却機能を喪失しないようにしなければならない	冷却し安全に管理している。運転停止から時間が経過し、発生する熱も減少	被告は安全性の根拠を示しておらず、危険性は認められる。他方、原告は撤去先を特定しておらず、請求に理由がない
立証責任	原発について知見や資料を持つ被告側に安全性の立証責任がある	民事訴訟の一般原則に従い、原発の具体的危険の立証責任は原告が負う	原発を保有、運用する被告が知見や資料を有することから、安全性を満たしていると立証する責任がある

判決はまず、泊原発に設置されている防潮堤について「地盤の液状化などのおそれがないことについて、北電側が相当な資料による説明をしておらず、津波に対する安全性を欠いている」と指摘。今回の訴訟では、原発敷地内や立地する積丹半島西岸沖に地震を引き起こしうる活断層があるかどうかも争点だったが、「他の争点について判断するまでもなく、周辺住民の人格権を侵害するおそれを有する」と判断した。

また、使用済み核燃料についても「安全性に対する北電側の説明は十分でなく、危険性が認められる」とした。しかし、原告側が求める撤去については「撤去先を特定しておらず、かえって撤去先の周辺住民に人格権侵害のおそれが生じる可能性もある」などとして認めなかった。

さらに、廃炉を求めた原告側の主張に対しては「（事故による）人格権侵害のおそれがある場合に、原子炉の運転を止めるなどの個別の防止策が必要になるとしても、廃炉まで必要である

札幌地裁判決 骨子

- 北海道電力泊原発1～3号機を運転してはならない
- 津波に対する安全性の基準を満たしていない
- 北電の立証終了時期の見通しが立たず、審理継続は相当でない
- 廃炉まで必要な具体的事情は見いだせない
- 使用済み核燃料の危険性は認めるが、原告側の撤去請求は棄却

とする具体的な事情は見いだしがたい」と退けた。

今回の判決は提訴から10年を超えてようやく出された。訴訟で、北電側は規制委の安全審査を踏まえながら進めてきた主張立証を終えられていないとして審理の続行を求めていたが、地裁は1月に結審した。この点について、判決は「合理的な主張立証の時間を確保する要請を考慮してもなお、審理を継続することは相当でない」と審理を打ち切った理由を述べた。

判決を受け、北電は控訴する方針を示し「泊原発の安全性について、最新の知見を踏まえながら、科学的・技術的観点から説明を重ねてきた。主張を理解いただけず、誠に遺憾」とのコメントを出した。【谷口拓未】

方針変わらず　首相

岸田文雄首相は31日、北海道電力泊原発の1～3号機の運転差し止めを命じた札幌地裁判決について「民事訴訟の判決に政府の立場からコメントするのは控えなければならない」と述べるにとどめた。首相官邸で記者団の質問に答えた。

その上で原発再稼働について「安全第一で原子力規制委員会の新規制基準に基づいて安全が確認されたものを地元の理解を得ながら再稼働を進めていく。従来と変わっていない」と述べた。【菊池陽南子】

MAINICHI
毎日新聞
6月1日（水）
2022年（令和4年）
発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

SEIWA
土地活用
生和コーポレーション
0120-800-312
最適な建築プラン 無料作成中！

NEWSLINE

「新しい資本主義」 2・3

＝竹内幹撮影

岸田政権初となる骨太方針とその中核となる「新しい資本主義」実行計画の案が示された。

昆虫食に熱い視線 7

近年注目が集まっている昆虫食を小泉進次郎前環境相らが試食。さて、そのお味は？

北朝鮮 コロナ実態深刻 8

＝朝鮮中央通信ロイター

北朝鮮で感染が広がる新型コロナウイルス。関係者の証言からは公式発表より深刻な実態が浮かぶ。